FAXニュース
ŌMIYA
ＪＲ東労組大宮地本
2020年2月9日
No.113

臨時第11回中央執行委員会を開催
中央本部指令第35号を発出！！

2月9日　中央本部指令第35号

東日本旅客鉄道労働組合水戸地方本部執行委員である、小川由紀夫君、小林聡士君、箱崎佑輔君、矢部良明君、仲田篤司君、髙井広一君、目黒光君、伊賀秀知君、藤田正広君、今野正英君、藤本裕介君、井上博克君、板倉彰一郎君、大森正春君の制裁申請と執行権停止及び組合員権の一部停止の緊急措置について

理由

１．積極的にＪＲ東労組の組織決定に反する活動を展開することによって団結を破壊し、分裂組合結成を導いた。

２．支部・分会における分裂策動に対し、地方本部執行委員としての任務を放棄し、団結または統制を乱す行為に対し指導を全く行わなかった。

～記～

1、水戸地方本部執行委員各君らに対し、JR東労組規約第 60 条 2 項の定めにより、第 46 回定期中央委員会へ制裁申請を行う。

2、水戸地方本部執行委員各君らに対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第 34 条第 1 項(5)に基づき、緊急措置として執行権を停止する。

3、水戸地方本部執行委員各君らに対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第 60 条 2 項に基づき、規約第 13 条(2)(3)(4)(5)を停止する。

4、水戸地方本部執行委員各君らに対し、中央本部の許可無く、全組合事務所及び組合施設への立ち入りおよび組合名(地方本部名も含む)を使用した集会等の招集、開催、参加を禁止する。

5、各地方本部は、各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する。

定期中央委員会を成功させ、新生東労組運動を創り出すぞ!